

(参考様式)

## 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

練馬区

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 乳児等通園支援事業は、乳幼児期の発達を切れ目なく支援するため、3歳になる年度末まで利用できるよう制度を拡充して実施する。
- 乳児等通園支援事業利用終了後の保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行を支援する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。